

平成19年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年12月7日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成19年12月19日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	閉会	平成19年12月19日 午前10時50分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	市民税務課長(本庁)	
	副市長	古賀 一也	保健環境課長(本庁)	
	教育長	杉崎 士郎	福祉課長(本庁)	
	会計管理者	山口 克美	こども課長(本庁)	
	嬉野総合支所長	森 育男	農林課長(本庁)	
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	農業委員会事務局長	
	市民生活部長	中山 逸男	建設課長(本庁)	
	福祉部長	田代 勇	社会教育課長	
	産業振興部長	岸川 久一	総務課長(支所)	坂本 健二
	まち整備部長	江口 幸一郎	市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	教育次長	桑原 秋則	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長(支所)	松尾 保幸
	財政課長	田中 明	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	企画課長	三根 清和	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
地域振興課長(本庁)		水道課長	角 勝義	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成19年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年12月19日（水）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第84号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例について
- 議案第85号 嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第86号 嬉野市茶業研修施設条例について
- 議案第87号 嬉野市行政嘱託員設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第93号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第96号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第97号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第99号 嬉野市教育委員会委員の任命について
- 日程第2 発議第16号 地方交付税の復元に関する意見書について
- 日程第3 発議第17号 道路整備財源の確保に関する意見書について
- 日程第4 発議第18号 農業政策見直しに関する意見書について
- 日程第5 委員長報告
- 日程第6 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れ様でございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に入ります前に、月曜日の議案審議における発言について訂正の申し出がっておりますので、許可いたします。田口議員。

○17番（田口好秋君）

発言の訂正を求めます。

先ほど議長が言われたように、17日の議案質疑の議案第92号 一般会計補正予算（第3号）の中で、議会に提出された嬉野町商工会からの要望書のことでございますが、その要望書の中にアスベスト問題が入っていなかったと私が発言いたしましたが、資料を見たらアスベストちゃんが入っておりましたので、訂正をいたします。

よろしくをお願いします。

○議長（山口 要君）

それでは、本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 討論・採決を行います。

議案第84号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第84号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第84号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例については可決されました。

次に、議案第85号 嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

おはようございます。議案第85号 嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止について、反対の意見の立場から述べます。

この全期前納奨励金制度は、一時期廃止されてきたが、旧塩田町では平成16年、旧嬉野町

では平成17年に復活しております。合併協議の中でも全期前納奨励金制度は続けるとの約束がなされてきております。2年前に協議されてきた後、余りにも時間も経過しないうちにはほごしていくのはどうかと考えております。

現在、全期前納される納税者は3,374件、金額にして521,000千円、これに伴う奨励金4,800千円となっております。廃止することは前納されてこられた納税者、さらには前納払いを考慮しておられる納税者にとってはその意欲をそぐことになるのではないのでしょうか。それと、約3,000件に及ぶ1期ごとの発送経費等々、切手代、人件費など計算されたのでしょうか。私は全期前納報奨金を廃した場合、大口前納者で早期に収納されてきた521,000千円が財政上からも貢献してきたものではないかと思えます。したがって、嬉野市において廃止より前納を奨励することを考えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

おはようございます。私は、議案第85号 嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について賛成の立場で討論を行います。

市税の全期前納制度は、税の収納上、公平性を維持している制度かのように見受けられるわけですが、裏を返してみると普通徴収制度の利用者のみが適用を受ける制度でございます。したがって、特別徴収の適用を受けるものについては制度の適用の範囲が及ばないわけでございますし、それから徴収義務者についても何の恩典もない。したがって、市民がひとしく受けられる制度ではないというふうに理解をいたしております。普通徴収に若干のぶれは出るかもしれませんが、納税の公平性の原則を考えれば議案第85号には賛成であります。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第85号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

10対10、同数であります。

議長裁決といたします。この件につきましては、賛成といたします。可決いたします。

（「議長、普通議長はね、これだけの反対があるということは議長としてはね、やはり否決すべきですよ。議長のあれを読んでもたらどうですか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前10時7分 休憩

午前10時9分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

それでは、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 嬉野市茶業研修施設条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第86号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第86号 嬉野市茶業研修施設条例については可決されました。

次に、議案第87号 嬉野市行政嘱託員設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第87号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第87号 嬉野市行政嘱託員設置条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第88号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第88号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第88号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第89号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第89号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第89号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第90号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第90号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第90号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第91号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第91号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第91号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第92号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第92号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第92号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第

3号)については可決されました。

次に、議案第93号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第93号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第93号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については可決されました。

次に、議案第94号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第94号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第94号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)については可決されました。

次に、議案第95号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第95号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第95号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第1号)については可決されました。

次に、議案第96号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第96号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第96号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）については可決されました。

次に、議案第97号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第97号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第97号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）については可決されました。

次に、議案第98号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第98号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第98号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）については可決されました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。諮問第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定いたしました。

次に、議案第99号 嬉野市教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第99号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第99号 嬉野市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

日程第2. 発議第16号 地方交付税の復元に関する意見書についてを議題といたします。朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、野副道夫議員。

○14番（野副道夫君）

発議第16号について御説明を申し上げます。

地方交付税の復元に関する意見書について、標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をするものであります。

提出者は私、それから賛成者は、山田伊佐男議員、西村信夫議員、田口好秋議員、山口榮一議員、太田重喜議員、芦塚典子議員、小田寛之議員、以上でございます。

理由といたしましては、地方交付税の復元などを初め、税源の確保を求めためでございます。

意見書（案）について提案をいたします。

地方交付税の復元に関する意見書（案）

地方再生は今やわが国の緊急の政治課題である。

三位一体の改革の名を借りて、地方側の予想を大幅に上回る規模で地方交付税が一方的に削減された結果、多くの自治体が歳出予算の削減につぐ削減を余儀なくされ、公共サービスの見直しを迫られている状況である。

地域ごとに経済力、人口、社会資源に差がある以上、地域格差は存在する。

しかし、今やその格差は、一国の内で放置することができない格差になっている。こうした看過できない格差を生んだのは、ひとえに地域間の財政力を調整してきた地方交付税の財源保障機能・財源調整機能が弱体化したからに他ならない。

よって、国においては、地方公共団体の厳しい財政状況を十分認識し、各地方公共団体の毎年度の予算編成に支障が生じることのないよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 地方財政計画の一般行政経費などの歳出規模を増額し、地域間の財政力格差が適切に調整されるよう、地方交付税を最大限「復元」すること。
2. 地域間の偏在性が少なく、安定した地方税制となるよう、地方法人二税と消費税の「税源交換」を実現すること。
3. 地方消費税は、地方の安定的な基幹税であり、充実強化にすべきもの。地方消費税を廃

止し、年金財源に全額充当することは断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者は、佐賀県嬉野市議会議長山口要。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第16号の質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第16号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第16号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから発議第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第16号 地方交付税の復元に関する意見書については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第16号の意見書は、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第3. 発議第17号 道路整備財源の確保に関する意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、川原等議員。

○8番（川原 等君）

発議第17号 道路整備財源の確保に関する意見書について、標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

平成19年12月19日、嬉野市議会議長山口要様。

提出者、川原等、あと賛成者、副島孝裕議員、山口栄秋議員、副島敏之議員、織田菊男議員、大島恒典議員であります。

理由、道路整備のための安定的な財源の確保となるような制度の実現を求めるためであります。

次に、道路整備財源の確保に関する意見書（案）の朗読をいたします。

道路整備財源の確保に関する意見書（案）

道路は、活力ある自立した地域社会の形成や産業の振興、経済活動の拡大を図るとともに、通勤通学などの日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間の交流・連携を促進し、真に豊かで安心して暮らせる地域社会の実現には、その着実な整備が必要不可欠である。

このような中、昨年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」において道路整備に対するニーズを踏まえ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成することになっている。

また、暫定税率による上乗せ分を含め現行の税率水準を維持したうえで、税収の全額を道路整備に充てることを義務づけている現在の仕組みを改め、道路歳出を上回る税収は一般財源化することが、20年の通常国会において所要の法案を提出される方向で議論されている。

しかしながら、西九州自動車道や有明海沿岸道路をはじめとして、県内道路網の骨格となる広域幹線ネットワークを形成する規格の高い幹線道路の整備や安全・安心を確保するための交通安全対策など地域が必要とする道路整備はまだまだこれからの状況であるとともに、これまでに整備してきた橋梁を始めとする道路構造物の老朽化に対応した適切な維持管理が、今後大きな課題となっている。

については、道路特定財源制度の改正にあたっては、地方が真に必要な道路整備や適切な維持管理を計画的に進められるよう、その財源として確保するとともに、地方の声や実情に十分配慮しながら、道路整備の安定的な財源として確保する制度となるよう強く要望する。

特に、道路特定財源を一般財源化することなく、道路予算に全額充当し、あわせて、暫定税率の延長、自動車重量税及び自動車取得税の堅持、並びに地方道路整備臨時交付金の継続・拡充を行うとともに、地域間格差の是正を図るため、地方の道路整備への配分割合を高めるなど、道路整備財源の充実に努めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

佐賀県嬉野市議会

議長 山口 要

提出先、衆議院議長河野洋平様、ほか参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。それでは、発議第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

午前中時間があるんで少し質問させていただきたいと思います。

まず、委員長にお伺いしたいんですが、道路の特定財源、年間どのぐらいあるか御存じなのかということと、もう1つ、この意見書の中の文言で前段についても、私、十分賛成をいたします。この中で、道路特定財源の見直しに関する具体的策について12月の閣議決定ということが文言に入っております。真に必要な道路整備は計画的に進めることとしているということなんですよ。そして、今年度中にいわゆる道路整備の今後の姿の計画を明らかにするとおっしゃるわけですよ。道路歳出を上回る税収は一般財源化することが20年の通常国会において法案が提出される見込みだと。道路特定財源、ほかの特定財源も含めて今日まで議論がなされてきたわけですよ、与野党問わず見直しの方向性が議論されてきました。そこで、道路見直しをされてきたわけですよ。そこで私自身としては、前段に書いてあるとおりで私はいいのではないかというふうに思うわけですよ。道路特定財源についてそれにかかわる行政法人等がいっぱいつくられ、そしてその高級官僚、役人が天下りをして、いわゆる人件費等びっくりするほどかかっているという事実がもう明らかになってきているわけ、とするならば、その行政法人なりの見直しをすることがかえって予算の捻出ができるというふうに言われていることに対しては委員長はどのようにお考えなのか。そこら辺、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

一番最初の特定財源が幾らあるかということでしたけれども、ここではっきり幾らという知識は持ち合わせておりません。

それと、要するに今問題になっていますその天下りの問題ですよ。その分については、今、確かに審議はされていると思いますけれども、私個人の意見としては、そういう法人化、天下りの方向先というのは是正されるべきであろうと考えております。

それともう1つ、要するに、一般財源化は必要ではないかと言われましたけれども、例えば、この地方においてはまず整備するところが腹いっぱいあると思いますので、私は今のこの意見書（案）が大事だと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

まず、私これなぜ申すかと、今まで各委員会でいろんな意見書を提出するわけですが、やっぱり十分に議論がなされて、勉強をして提出してきたかということ、意外とそうでもないわけですね。だから今後については、やっぱり委員会としてきちっと連携をして、そして確実な意見書を出すべきだという意味で質問させていただいております。委員長は、いわゆる天下り先については是正をすべきだというふうに言われているわけですね。そうすると、それと若干逆行するのかな、関連する部分として。いわゆるそういう行政法人を要するに見直すことによって、さらに財源というのは浮いてくるというふうに言われているわけですね。そこら辺について、私は委員長言われていますことはちょっと矛盾しているのかなというふうに思っていますけれども。そして、道路財源が今まであったのにもかかわらず、どういうわけか地方の要望する財源については、いわゆる実現しなかった分もあるわけですね。とするならば、ある程度予算を生み出す方法をより考えたほうが、逆に地方の道路ができるんじゃないかというふうな気もしてならないんですけれども、そこら辺については委員長どのようにお考えですか。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

そうですね、今の組織の中でのその見直しを言われていると思いますけれども、私自身で、どういうふうに持っていったほうが一番いいのかというのは、ちょっとここではっきり答えるという回答は持ち合わせておりません。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第17号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第17号につきましては委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第17号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第17号 道路整備財源の確保に関する意見書については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第17号の意見書は、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第4. 発議第18号 農業政策見直しに関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、川原等議員。

○8番（川原 等君）

発議第18号 農業政策見直しに関する意見書について、標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条1項の規定により提出をいたします。

平成19年12月19日提出、嬉野市議会議長山口要様。

提出者、川原等、賛成者、副島孝裕議員、山口栄秋議員、副島敏之議員、織田菊男議員、大島恒典議員。

提案理由、農業者が夢と希望を持って営農に励み、農業・農村が将来にわたり持続的に発展できるよう農業政策の見直しを求めるためであります。

農業政策見直しに関する意見書（案）を朗読いたします。

農業政策見直しに関する意見書（案）

我が国の農業政策については、「食料・農業・農村基本法」の基本理念に基づき、平成17年に制定された「食料・農業・農村基本計画」に沿って、我が国農業の持続的な発展を目指した各種政策が実施されているところであり、平成19年度からは、戦後農政の大転換となる「米政策改革推進対策」、「品目横断的経営安定対策」並びに「農地・水・環境保全向上対策」が実施されることとなり、現在、国内農業の体質強化に向けた新たな政策に取り組んでいる。

しかし、農業・農村の現場においては、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、また、WTO農業交渉やEPA・FTA交渉、あるいは原油や穀類の高騰に伴う飼料や生産資材の高騰、さらには20ヶ月齢以下の牛に係るBSE検査中止に伴う消費者の不信など、将来に対する不安から生産意欲が減退し、農村の崩壊すら懸念される状況となっている。

こうした中、現在実施している米政策改革推進対策については、生産調整機能が十分発揮されない中で、米価が下落し、経営を左右する危機的状況となっており、水田農業を基幹とする本県農業にとって、早急な見直しが求められている。

また、品目横断的経営安定対策については、農業団体・行政一体となった取り組みにより生産面積で麦が100%、米が61%と全国でも有数の実績をあげたものの、意欲と能力があるにもかかわらず規模要件に該当しない農業者が支援の対象とならないこと、また、総じて従前の対策と比較して助成金額が低いなど、多くの問題が明らかとなっている。

農業政策については、単に農業者のみならず、国民の日常生活に深く関わるため、生産現場の取り組みとともに消費者の声を積極的に反映させながら、国民の信頼と支持を得ながら実施していくことがなによりも重要である。

このように、農業・農村を取り巻く情勢はますます厳しさを増しており、新たな対策についても多くの問題が明らかとなっていることから、国においては、農業者が夢と希望を持って営農に励み、農業・農村が将来にわたり持続的に発展できるよう、以下の事項について強く要望する。

記

1. 米政策改革推進対策については、政府主導による実効ある生産調整制度に見直すとともに、米価格下落に直面する農業者が今後とも意欲をもって農業経営が持続できるような対策を講じるなど、農業現場の実情を踏まえて見直すこと。
2. 品目横断的経営安定対策については、意欲と能力を有する農業者が希望をもって農業経営に従事できるよう規模等要件の緩和やゲタ・ナラシ対策の拡大など、農業現場の実情を踏まえて見直すこと。
3. WTO農業交渉やEPA・FTA交渉は、国内農業の持続的な発展が将来にわたって可能となるよう慎重に交渉を行うこと。
4. 原油価格等の高騰に対処するため、農業施設・整備の省エネルギー化に向けた技術開発を推進するとともに、農業者の経営コスト削減に向けた新たな取り組みに対する支援措置を講ずること。
5. BSE全頭対策は、消費者の安心の確保に大きく寄与するものであることから、自治体が行う自主検査への国庫補助を継続し、BSE全頭検査体制が維持されるよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

佐賀県嬉野市議会

議長 山口 要

相手先は、衆議院議長河野洋平様、ほか参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第18号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第18号については委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第18号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第18号 農業政策見直しに関する意見書については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第18号の意見書は、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第5. 委員長報告を議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました陳情の審査結果について委員長に報告を求めます。

まず、本定例会で総務企画常任委員会に付託いたしました平成19年陳情第8号の審査結果について報告を求めます。野副道夫総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（野副道夫君）

総務委員会で付託を受けました陳情の案件について御報告を申し上げます。

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告をいたします。

平成19年陳情第8号については、防火水槽（有蓋）の新設に関する陳情でございました。

この件につきましては、現地を調査いたしました結果、自然水には非常に乏しい地域でありますし、火災発生時には中継しながら送水するほかに手段がなく、初期消火に支障を来すというふうに思われました。したがって、願意妥当と認めました。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから平成19年陳情第8号 防火水槽（有蓋）の新設に関する陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成19年陳情第8号 防火水槽（有蓋）の新設に関する陳情書については採択とすることに決定いたしました。

次に、本定例会で産業建設常任委員会に付託した平成19年陳情第9号及び陳情第10号の審査結果について一括して報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（川原 等君）

御報告いたします。陳情審査報告書。

本委員会の付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により報告いたします。

まず、陳情第9号 市道冬野二本松南線拡幅についての要望書でございました。審査の結果は採択といたしました。

理由といたしましては、数カ年に分けてでも計画的に整備をする必要があるということで、この分の今まで拡幅については、相当前からの計画はされていたわけなんですけれども、土地の所有者の方からの承諾がなかなか得られなくて、今回初めてといたしますか、今回ようやく承諾をもらったということで提案されておりました。そのことで、計画的に数年に分けてと標記しておりますけれども、この分については、今、承諾をいただきました箇所を早急といたしますか、まず最初に着工していただいて、あとは継続的に何年かに分けてお願いをしていただきたいということでありましたので、了解をいたしました。

次に、陳情第10号 陳情書（上岩屋 市道井手口～小杭線の舗装修復工事について）であります。

この分も審査の結果、採択といたしました。

理由として、現在の舗装面の上にアスファルト簡易舗装を早急に施工する必要があるということであります。この分で早急にと表示をしておりますけれども、この分の道路は、通学路を加味しておると同時に、この分の道は勾配がついております。その分で、今現在のコンクリートの舗装面になっておりますけれども、この分のジョイント部分とかクラック、そういう箇所の段がついておりますので、とりあえずその分を先に、まず補修をして、あとオーバーレイで全部を舗装するということでもあります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。最初に、平成19年陳情第9号 市道冬野二本松南線拡幅についての要望書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成19年陳情第9号についての質疑を終わります。

続いて、平成19年陳情第10号 陳情書（上岩屋 市道井手口～小杭線の舗装修復工事について）質疑を行います。質疑ありませんか。太田議員。

○12番（太田重喜君）

この件については、以前、危険箇所の拡幅というのが陳情に上がって、願意妥当ということで報告がなされたと思うんですけど、これについて全く手はつけていないようですけど、そこんこの分はもうよかわけですかね。それで、たしか、全くはここの分なっとな改良せにゃということ、現地調査の結果いたした記憶があるんですけど。ここについて全く手を触れていないので、今回はそこんこの要望はあっておりませんでしたか。急カーブのところです。

○議長（山口 要君）

どうぞ、お答えください。

○産業建設常任委員長（川原 等君）

いや、その分については、現地調査に行きましたけれども、話は伺っておりません。あくまでも今の舗装……（「舗装分だけ」と呼ぶ者あり）そうです。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「委員会としては、そこんところはそのとき聞いとらんけん別に言うことなか」と呼ぶ者あり）いや、この分だけですか。（「だから、そいけん執行部に対していつかお聞きしたいと思います。以前、もう大分前のことやっけん」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで平成19年陳情第10号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。最初に、平成19年陳情第9号 市道冬野二本松南線拡幅についての要望書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成19年陳情第9号 市道冬野二本松南線拡幅についての要望書については採択することに決定いたしました。

次に、平成19年陳情第10号 陳情書（上岩屋 市道井手口～小杭線の舗装修復工事について）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成19年陳情第10号 陳情書（上岩屋 市道井手口～小杭線の舗装修復工事について）は採択することに決定いたしました。

次に、本定例会で文教厚生常任委員会に付託した平成19年陳情第11号及び陳情第12号の審査結果について一括して報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました陳情の審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により報告いたします。

事件番号、陳情第11号 鍼灸治療に対する助成制度の存続について、審査結果は採択であります。

理由としましては、願意妥当と認め、担当課へ申し入れるということでございます。

続きまして、陳情第12号 看護学校の財政的援助を求める要望書、これについても審査結果は採択といたしました。

理由としまして、願意妥当と認め、担当課へ申し入れるということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。最初に、平成19年陳情第11号 鍼灸治療に対する助成制度の存続についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成19年陳情第11号についての質疑を終わります。

続いて、平成19年陳情第12号 （財政的援助を求める）要望書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成19年陳情第12号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。最初に平成19年陳情第11号 鍼灸治療に対する助成制度の存続についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告の

とおりの採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成19年陳情第11号 鍼灸治療に対する助成制度の存続については採択することに決定いたしました。

次に、平成19年陳情第12号 (財政的援助を求める) 要望書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成19年陳情第12号 (財政的援助を求める) 要望書については採択することに決定いたしました。

日程第6. 閉会中の付託事件についてを議題とします。

このたび議会運営委員会委員長ほか特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出があったとおり閉会中の継続調査としてすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出されました案件の質疑、討論、採決などすべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成19年第4回嬉野市議会定例会をこれで閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員